福岡県訓令第三号

訓

令

第八条第三項中

「会長を命ずる」を「会長が命ずる」に改める。

₹

前原市」

を削り、

「糟屋郡、

筑紫郡及び糸

のように改正する

福岡県地方行政連絡会議規程

(昭和三十五年十月福岡県訓令第五十三号)

<u>.</u>

部を次

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県地方行政連絡会議規程の一

部を改正する訓令を次のように定める。

出先機関

本

庁

福岡県知事

麻

生

渡

平成二十二年二月五日

島郡

を

「糸島市、

糟屋郡及び筑紫郡」

に改める。

この訓令は、

公布の日から施行する。

別表第一福岡地方行政連絡会議の項中

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

(総合政策課)

訓

令

(第三号)

目

次

選挙管理委員会

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課)

平成 <u>十</u> 年 七 月五 十 日

増 第 Ŧ

選挙管理委員

会

(昭和五十三年)

月福岡県選挙管理委

号

刊 (1) 福岡県選挙管理委員会告示第二十一号 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定

員会告示第二号) の一部を次のように改正する。

表中前原市、二丈町及び志摩町の項を削り、 平成二十二年二月五日 福岡県選挙管理委員会委員長 みやま市の項の次に次のように加える。 藤

井 克 已

市	糸島市男女共同参画センター ラポール	糸島市神在一〇四八 一
	糸島市立伊都文化会館	"前原東二二七
	糸島市健康福祉センター あごら	""""""""""""""""""""""""""""""""""""""
	糸島市高齢者福祉施設 二丈苑	" 二丈深江一二九三 一
	志摩体育館	" 志摩初七二 一

糸鳥

定期発行日 毎週月水金曜日